

Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)

Fukoku Seimei Building 20F, 2-2, Uchisaiwaicho 2-Chome, Chiyoda-Ku Tokyo 100-0011, Japan

Phone +81-3-5510-2737 Facsimile +81-3-5510-2717 URL <https://www.asb.or.jp/jp/>



2019年11月21日

IFRS 解釈指針委員会 御中

「IAS 第21号『外国為替レート変動の影響』及び IAS 第29号『超インフレ経済下における財務報告』に関連する 3つのアジェンダ決定案に対するコメント

1. 当委員会は、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」（以下「IAS 第 21 号」という。）及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」（以下、「IAS 第 29 号」という。）に関連する次の 3 つの IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の 2019 年 9 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
 - 超インフレの在外営業活動体の換算－為替差額の表示
 - 在外営業活動体が超インフレとなる前の為替差額累計額
 - 在外営業活動体が初めて超インフレとなる際の比較対象金額の表示

超インフレの在外営業活動体の換算－為替差額の表示

2. 委員会により公表されたアジェンダ決定案では、機能通貨が超インフレ経済の通貨である在外営業活動体の業績及び財政状態を表示通貨に換算する場合に生じる差額の会計処理に関して、差額の全額を直接資本に表示するとする見解のみを否定している。この結果として、アジェンダ決定案では、当該差額の全部又は一部をその他の包括利益（以下「OCI」という。）で認識すると説明している。
3. しかしながら、我々は、本論点を包括的に解決するため、次の理由により、特定の解釈を否定するアジェンダ決定を公表するのではなく、IAS 第 29 号を見直すプロ

ジェクトに取り組むニーズを調査し、当該ニーズを踏まえ、基準開発に進むかどうかを検討すべきではないかと考えられる。

- (a) 本論点は、資本維持の概念に関連する論点であるが、IASB は、資本維持については、概念フレームワークの修正時に、IAS 第 29 号を見直すかどうかを決定するための調査を実施する際に対処すべきとしている。つまり、本論点は、IAS 第 29 号が必ずしも明らかではないことを示している。
- (b) IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号においては、論点とされている差額を(1)修正再表示の影響額と換算からの影響額に分けて表示を行うべきなのか、及び(2)影響額の表示方法のいずれについても具体的な規定が提供されていない。
- (c) 要望者は、インフレーションと為替の変動には、経済的に相互関連があるため、2 つの影響を別個に表示することに対する疑問を見解の中で示しているが、この懸念に対する分析が行われていないと考えられる。
- (d) アジェンダ決定案において認められるとされている 2 種類の会計処理は、異なる帰結をもたらすものであり、いずれの会計処理が適切であるかを検討すべきであると考えられる。
- (e) IAS 第 1 号第 88 項は、企業は、IFRS が要求又は許容している場合を除いて、収益及び費用のすべての構成要素を純損益に含めなければならないと規定している。本論点に関しては、IFRS に明示的な要求事項は存在していないため、企業は解釈により OCI に含める判断を行うことができないものと考えられる。

在外営業活動体が超インフレとなる前の為替差額累計額

- 4. 現行の基準書の要求事項に照らせば、本アジェンダ決定案における分析を解釈の 1 つとして同意できると考えられるものの、本論点の会計処理は、上記「超インフレの在外営業活動体の換算－為替差額の表示」（以下、「為替差額の表示」という。）の分析結果により変わり得ると考えられる。このため、為替差額の表示の論点への対応に合わせて本論点への対応方法を考慮してはどうかと考えられる。

在外営業活動体が初めて超インフレとなる際の比較対象金額の表示

- 5. 実務の多様性が識別されていないことを前提とすれば、本論点に関して基準設定アジェンダに追加しないとする分析には同意できるものと考えられる。

6. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。
ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長